

令和2年4月23日

発言者	発言要旨
【請願6号の審査】	
高橋(啓)委員	請願者に取り下げを依頼している状況であり、継続審査としてほしい。
【新型コロナウイルス感染症の状況及び対応に関する質問】	
島津委員	感染者やその家族に対する支援や地域からの中傷等への対策はどうか。
防災危機管理課長	<p>新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を発信し、不正確な情報や、それによるデマの拡散を防ぐことが必要であると考え対応している。</p> <p>また、知事からも記者会見等において、感染された方とその家族や職場、医療従事者、さらには、現在県内で暮らしている他県出身者などに対して、差別や偏見、いじめなどは断じて行わないよう呼びかけているが、今後も市町村とも連携しながら対応を強化していきたい。</p>
島津委員	軽症者の受入施設について早急に設置すべきであり、県有施設の活用も検討すべきと思うが、現在の取組状況はどうか。
防災くらし安心部長	受入施設については医療施設となることから、施設毎に看護師をはじめとしたスタッフの確保が必要となる。そのため、相当程度が収容可能な施設に集約して設置することを念頭に検討が行われている。
島津委員	特に置賜地域においては、病床の確保は喫緊の課題であり、早急に対応してほしい。
青柳委員	県境での検温について、試行を踏まえ本格実施を行うに当たっての課題及び県警察との連携についてはどうか。
防災危機管理課長	<p>山形自動車道の蔵王パーキングエリアで、18日及び19日の2日間実施した結果、協力いただいた台数は152台、啓発を行った方は231名、そのうち、検温に応じていただいた方は207名であり、多くの方から協力的に対応していただいた。課題としては検温計の操作に不慣れであったこと、また、時間帯や天候によって、交通量が一樣でないことへの人員体制の整備が不十分であったことなどであるが、これらについては本格実施に向けて対応していきたい。</p> <p>また、県警察との連携については、危機対策本部緊急対応チームの交通対応班で協議を行い、今回の試行にあたり助言、意見等を受けたところである。今後も同様に進めていきたい。</p>
青柳委員	県民に対する新型コロナウイルス感染症に関する啓発や周知広報について、防災無線での放送などが有効と考えるが、市町村とどのように連携しているのか。
防災危機管理課長	県で作成した転入者向け意識啓発のチラシを市町村の住民窓口で配布を行うなどの連携した対応を行っている。また、知事と市町村長の連名での啓発チラシを配布して、連休期間中の帰省の自粛などを呼びかけている。

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(啓)委員	<p>また、防災無線での呼びかけについては市町村と相談していきたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応業務に従事する職員の状況はどうなっているのか。</p>
人事課長	<p>新型コロナウイルス感染症対応のため、健康福祉部や保健所を中心に時間外勤務が増えており、健康福祉部内各課、総合支庁内各部による応援体制を構築し、特定の職員に負担がかからないよう努めている。また、一部の保健所では、県職員退職者や市町村職員も含めた応援体制を構築している。県境の検温についても、今後の本格実施では委託業者や市町村職員等の応援を受けることで職員の負担を軽減できるような仕組みを検討している。</p>
高橋(啓)委員	<p>このような困難な境遇で業務に従事する県職員退職者の処遇についてはしっかりと対応してほしい。</p>
人事課長	<p>健康福祉部とも連携して、しっかり対応していく。</p>
高橋(啓)委員	<p>新型コロナウイルス感染者が発生した企業等の消毒経費については自己負担となっているが、費用の助成について国に働きかけているのか。</p>
企画調整課長	<p>全国知事会を通じてこれまで複数回、緊急提言という形で様々な要望をしてきたが、個別に消毒経費の負担について要望した実績はない。</p>
高橋(啓)委員	<p>県が財政調整基金から消毒経費を捻出することはできないのか。</p>
総務部長	<p>感染症の拡大が未だ終息とは言えない状況で、新型コロナウイルス感染症に係る新たな事業への取組みについては、今年度の実施予定事業を見直しながら対応しなければならず、財政的には厳しい状況にある。</p> <p>このため、消毒費用の負担については、国へ要望しつつ、その是非や財政的に最も有利な手法について検討していきたいと考えている。</p>
金澤委員	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る県と市町村の連携はどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>県では随時、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部における本部員会議の情報を市町村へ提供するとともに、各市町村の問合せに対応するほか、住民への感染拡大防止のための周知についても連携をしている。</p>
金澤委員	<p>4月臨時会において提案される予定の補正予算について、歳入の内訳はどのようなになっているのか。</p>
財政課長	<p>補正額 313 億 7,700 万円について、国庫支出金を 105 億円程度見込んでおり、内訳は地方創生臨時交付金が約 63 億円、緊急包括支援交付金が約 17 億円となっている。また、商工業振興資金の貸付にかかる諸収入で約 200 億円見込んでおり、令和元年度の決算剰余金 6 億 6,900 万円及び県債 1 億 5,500 万円を活用している。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	県境における啓発活動及び検温の活動について、拒否された割合はどうなっているのか。
防災危機管理課長	18日及び19日の2日間、蔵王パーキングエリア、山形空港、庄内空港の3か所で実施した検温の試行で、対象者440人のうち、協力いただいた方は363人となり、約8割以上の方に協力いただいた。
志田委員	連休中に天気が良くなれば外へ出る人が多くなることから、施設の営業自粛のほか、県が管理する海岸や公園等では駐車場を閉鎖するなど、不要不急の外出自粛を促す実効的な対策を講じるべきと考えるがどうか。
防災危機管理課長	関係部局とも十分相談して検討していきたい。
渋間副委員長	自動車税種別割の納期限は毎年5月末である。税の保留制度等の状況はどうか。
税政課長	<p>現在、政府において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、徴収猶予の特例制度を設ける法案が検討されている。</p> <p>この制度では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の1か月以上の任意の期間において、収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、一時に納税することが困難であると認められる場合は、法の施行日から2か月後、または、納期限のいずれか遅い日までに申請することにより、1年間に限り税の徴収が猶予され、猶予にあたっては、担保不要かつ延滞金も免除となるというものである。</p>
渋間副委員長	情報の周知はどのように行っているのか。
税政課長	法の施行後に、県のホームページ、チラシ等により周知に努めたい。
渋間副委員長	事業所等に対する営業自粛の要請について、県の要請に従わなかった場合には、公表などの措置があることを知らせるべきと考えるがどうか。
防災危機管理課長	まずは、新型インフルエンザ等特別対策措置法第24条第9項に基づく自粛要請への協力をお願いする。特措法第45条第2項に基づく指示や公表があることも併せて周知していきたい。
渋間副委員長	新型コロナウイルス感染症対策に適応した自然災害発生時の避難所、マニュアルが必要と考えるが、県の対応はどうか。
防災危機管理課長	現在、感染症まん延時の避難所の運営について、マニュアル等の整備はされていないため、至急対応すべく検討を進めていきたい。
【その他の所管事項に関する質問】	
島津委員	県内の学校に通う留学生の状況はどうか。
国際人材活躍	令和元年10月1日時点の県内の外国人留学生の数は総数で327名であ

発 言 者	発 言 要 旨
支援課長	る。
島津委員	県内の大学、専門学校等の内訳はどうか。
国際人材活躍支援課長	山形大学 274 名、東北芸術工科大学 25 名、東北公益文科大学 5 名、慶應義塾大学鶴岡タウンキャンパス 2 名、東北文教大学 3 名、東北文教大学短期大学部 9 名、米沢女子短期大学 1 名、鶴岡工業高等専門学校 8 名である。
島津委員	留学生に対する県の奨学金制度があるが、支給要件はどうか。
国際人材活躍支援課長	奨学金の対象となるのは私費留学者であり、他の奨学金を受給しておらず、留学後県内に就職する意思のある方である。
島津委員	申請から支給までの手続きはどうなっているのか。
国際人材活躍支援課長	まずは、対象となる大学、専門学校等に、希望する留学生の数を調査し、その結果を受けて各学校に対し応募可能枠を示すことになる。その後、各学校において募集、取りまとめの上、交付申請を行う。その後、県において所要の審査を行い交付決定するが、実際の支給については、4月から6月の県内での就職活動の状況について報告をもらった上で、7月に第1回目の支給をしている。
島津委員	新型コロナウイルスの影響で留学生のアルバイト先がなくなるなど厳しい状況にあるようだ。7月の支給までの間に必要な資金についてどのような制度があるのか。
国際人材活躍支援課長	県社会福祉協議会において緊急小口資金の特別貸付が行われており、留学生も対象になっているということで、市町村からこの制度について紹介する。 併せて、これまで7月に行っている第1回目の支給については、1か月から1か月半程度早く支給できるよう調整をしている。
高橋(啓)委員	会計年度任用職員制度ができた背景は何か。
人事課長	非常勤職員の任用根拠の適正化を図り統一的な取扱いを定める観点と、非常勤職員の処遇を改善する観点で会計年度任用職員制度が導入された。
高橋(啓)委員	4月1日時点の会計年度任用職員の配置状況はどうか。
人事課長	昨年末時点では、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員が計 1,381 名であったが、1,239 名が会計年度任用職員制度に移行している。移行しなかった者については、報償費で対応する年間数日という勤務体系の取り扱いとなる
高橋(啓)委員	会計年度任用職員については、フルタイムが増えるような運用にすべきと考えるがどうか。
人事課長	これまでの職務等を踏まえて各所属と十分な協議をした上で、パートタ

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(啓)委員	<p>イムに移行したところであるが、職場の状況を聞いた上で、フルタイムが必要な場合には、毎年の組織体制の見直しの中で検討していくことになる。</p>
人事課長	<p>本県の場合、会計年度任用職員は複数年にわたって雇用が継続されることになるのか。</p>
高橋(啓)委員	<p>基本的に年度単位の任用となるが、公募により採用した後、2回までは従前の勤務実績等に基づき公募を経ずに再度の任用が可能となっている。</p>
学事文書課長	<p>私立高校の授業料に対する助成について、県独自の予算を含めた政策はどうなっているのか。</p>
高橋(啓)委員	<p>今年度の私立高等学校等授業料軽減事業費補助金については、年収約590万円未満の世帯に対しては、県独自に月額1,000円の上乗せ補助を行い、政府の就学支援金等と合わせて県内私立高校の平均授業料である月額3万4千円までの無償化となるよう支援を拡充している。また、年収約590万円以上910万円未満の世帯に対しては、月額7,100円の上乗せ補助を行い、政府の就学支援金と合わせて、県内私立高校の平均授業料の2分の1である月額1万7千円までの補助となるよう支援を拡充している。</p> <p>令和2年度の当該補助金の予算額については、2億5,850万6千円である。</p>
学事文書課長	<p>支給対象世帯に占める年収約590万円未満の世帯及び年収約590万円以上910万円未満の世帯の割合はどうか。</p>
高橋(啓)委員	<p>令和元年度の支給実績ベースで、年収約590万円未満の世帯の割合については59.9%、年収約590万円以上910万円未満の世帯の割合は26.9%、支援のない年収約910万円以上の世帯については、13.2%である。</p>
学事文書課長	<p>就学支援金の学校への支給時期については、前倒しで支給すべきと考えるが県の対応はどうか。</p>
高橋(啓)委員	<p>就学支援金については、年4回に分けて交付しており、通常1回目は6月下旬となっているが、今年度は4月中に支給できるよう作業を進めている。また、2回目以降についても早急に支給できるよう進めたい。</p>
金澤委員	<p>昨年度試行的に実施した内部統制の本格運用について、今後の対応はどうか。</p>
行政改革課長	<p>内部統制の執行状況について、ミスは10件であったが、多重チェックが利かなかつたために発生したものが多数を占めており、これを受けてリスクをリスト化したチェックシートの見直しを図ったところである。</p> <p>職員一人ひとりがこの制度を理解し、日々の業務に注意を払っていくことが重要であり、職場での周知をさらに徹底していく。</p>
志田委員	<p>全国一律で運用される被災者生活再建支援制度は適用のハードルが高いため、多くの都道府県では自前の制度を創設していると聞いている。本県でも、同様の制度を創設してはどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
防災危機管理課長	令和元年12月1日時点で全国調査したところ、被災者生活再建支援制度と同様の県独自の制度を有している都府県が32、本県と同様にいわゆる見舞い金制度を有している県が19あり、併用する県もある状況である。 本県においても何らかの支援制度が必要であるとの考えから検討を進めている。
志田委員	このことに関する部長の決意はどうか。
防災くらし安心部長	このことについては、県としてどのような制度がよいのか、市町村とも相談をしながらしっかりと進めていきたい。
渋間副委員長	学校法人の貸借対照表の公文書が一部非開示となったため訴訟になっている案件について、二審の仙台高等裁判所において県側が敗訴したが上告することとなった理由は何か。
学事文書課長	係争中の案件であり、詳細を述べることはできないが、県の判断を主張していくべきと判断し、上告受理申立てを行ったところである。
渋間副委員長	この案件に係る今後のスケジュールはどうか。
学事文書課長	上告受理申立てを行ったが、この後に上告受理申立理由書を裁判所に提出する流れとなる。しかし、この理由書が受理されるかどうかについては、ケースによって数か月から数年という期間を要するため、現時点でそれ以降のスケジュールについて回答することができない状況である。
渋間副委員長	奥羽新幹線の取組みについて、今年度の整備推進事業費が約1,300万円であり、例年3,000万円程度で推移していたものが半分以下になっている。県の機運醸成の認識と今年度の事業額が大きく減少した理由は何か。
鉄道機能強化主幹	機運醸成の基本的な考え方については、政府がフル規格新幹線の実施主体となるため、そこに県民一人ひとりのフル規格新幹線を求める声を届けるということが推進の大きな力になるとして実施するものである。 昨年度までは普及啓発キャラバン、経済界を対象とした出前講座、地域ミーティングを実施してきた。また、6県プロジェクトチームとして、関係県とともに、フル規格新幹線の具体的な費用対効果や、新たな整備手法等を科学的に分析し、政府に対して説得力ある提案を行うための取組みも実施している。 一方で、昨年度までの普及啓発物品のストックがあることや、今年度から事業を若者に特化・重点化することから予算額が減少しているものである。
渋間副委員長	機運醸成と整備に関する制度設計の両方が相まってこの事業は推進するものと考えられる。福島～米沢間のトンネル整備について、JRや政府と意見交換を進めているとのことだが、トンネル整備に関する制度設計の状況はどうか。
鉄道機能強化主幹	トンネル整備については、事業主体がJR東日本であり、協議の中でJR東日本からは、トンネルのプロジェクトを進めるためには、事業収支の

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>採算性の観点から、一定の地元負担を含めた公的な支援が必要であるとの認識が示されている。</p> <p>現在、J R 東日本とともに、政府の財政支援も含めた事業スキームのあり方を検討している状況である。</p>